

## 平成30年度 那珂川町国民健康保険運営協議会（第1回）

日時：平成30年7月19日（木）19時から

場所：那珂川町保健センター2階健康増進室

### 次 第

1. 委嘱状交付
2. 住民生活部長あいさつ
3. 委員及び事務局の自己紹介
4. 国保運営協議会の役割
5. 会長あいさつ
6. 報告事項
  - (1) 平成30年度那珂川町国民健康保険事業特別会計予算について
  - (2) 特定健診・特定保健指導について
  - (3) その他
8. その他

## 平成30年度 当初予算(歳入・歳出)概要

(単位：千円)

(単位：千円)

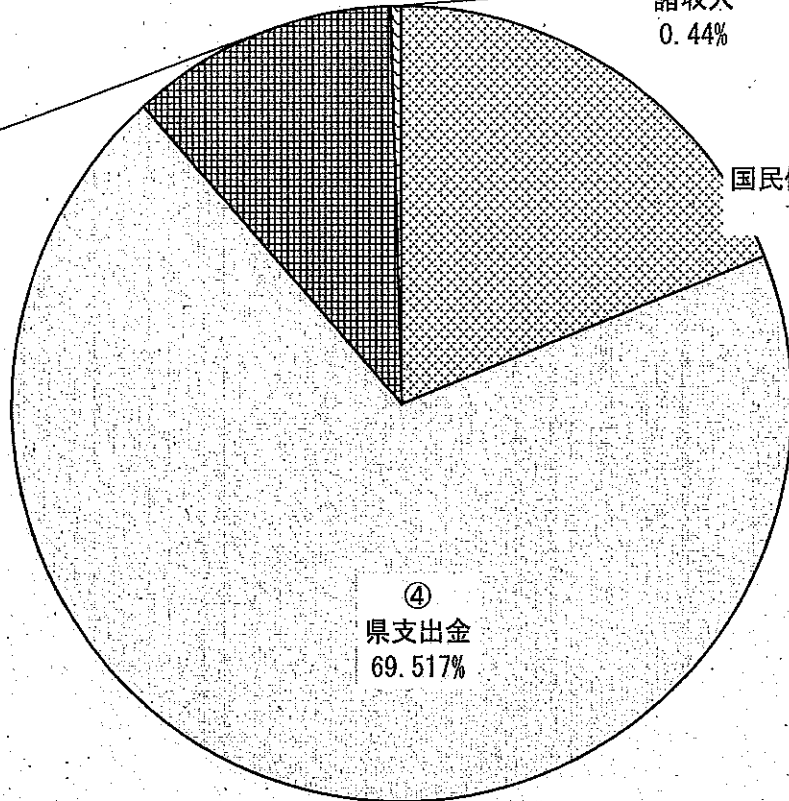
科	目	H30当初予算
1	国民健康保険税	920,957
	一般医療分	677,319
	一般後期高齢者支援分	172,417
	一般介護分	65,510
	退職医療分	3,882
	退職後期高齢者支援分	871
	退職介護分	958
2	使用料及び手数料	222
	督促手数料	222
3	国庫支出金	1
	災害臨時特例補助金	-1
	その他国庫補助金	0
4	県支出金	3,368,389
	普通交付金	3,284,877
	特別交付金(保険者努力支援分)	22,386
	特別交付金(特別調整交付金分)	25,342
	特別交付金(都道府県繰入金2号分)	24,606
	特定健康診査等負担金	11,178
	その他県補助金	0
5	繰入金	535,372
	一般会計補助	
	法定内	
	保険基盤安定(保険税軽減分)	186,127
	保険基盤安定(保険者支援分)	94,326
	職員給与等「一般会計繰入金(ルール分)」	65,726
	出産一時金	26,880
	財政安定化支援事業	37,344
	その他「その他繰入金(赤字補填)」	124,969
6	繰越金	1
	繰越金	1
7	諸収入	21,445
	延滞金	10,142
	一般被保険者第三者納付金	10,300
	退職被保険者等第三者納付金	200
	一般被保険者返納金	612
	退職被保険者等返納金	10
	雑入	181
	歳入合計	4,846,387

科	目	H30当初予算
1	総務費	70,786
2	保険給付費	3,334,940
	一般被保険者分	
	療養給付費	2,808,642
	療養費	43,530
	小計	2,852,172
	一般高額療養費	392,459
	高額介護合算	293
	その他	0
	中計	3,244,924
	退職被保険者分	
	療養給付費	32,688
	療養費	773
	退職高額療養費	6,485
	高額介護合算	7
	その他	0
	中計	39,953
	審査支払手数料	7,922
	出産育児一時金	40,320
	出産育児一時金支払手数料	21
	葬祭諸費	1,800
3	国民健康保険事業費納付金	1,391,567
	一般被保険者医療給付費分	975,604
	退職被保険者等医療給付費分	3,297
	一般被保険者後期高齢者支援金等分	306,270
	退職被保険者等後期高齢者支援金等分	802
	介護納付金分	105,594
4	共同事業拠出金	1
	その他共同事業事務費拠出金	1
5	財政安定化基金拠出金	1
	財政安定化基金拠出金	1
6	保健事業費	44,677
	保健事業費	17,024
	特定健康診査等事業費	27,653
7	基金積立金	1
	基金積立金	1
8	公債費	1
	一時借入金利子	1
9	諸支出金	3,413
	一般被保険者保険税還付金	3,313
	退職被保険者等保険税還付金	100
10	予備費	1,000
	予備費	1,000
	歳出合計	4,846,387

平成30年度当初予算 歳入 内訳

4,846,387

⑤  
繰入金  
11.05%



⑦  
諸収入  
0.44%

①  
国民健康保険税  
19.00%

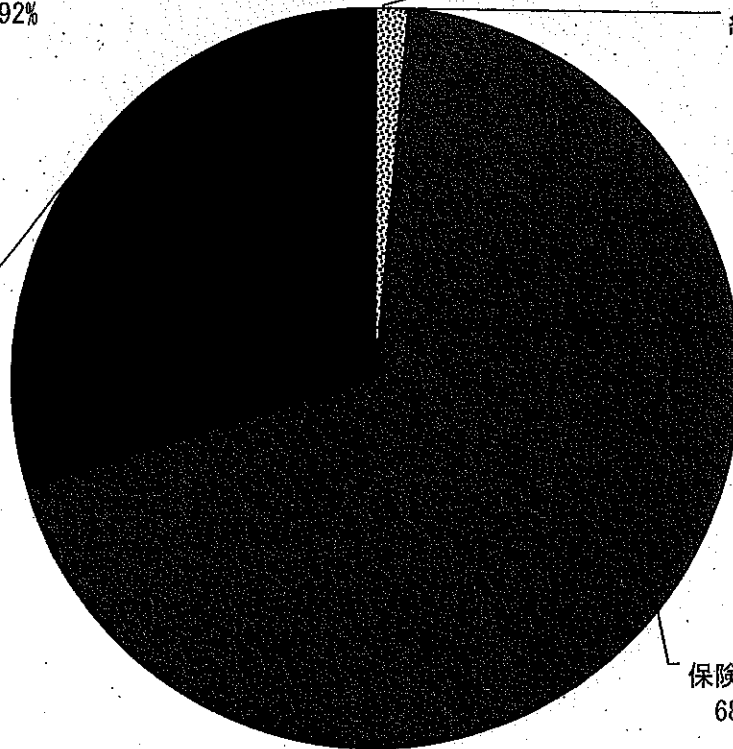
④  
県支出金  
69.517%

平成30年度当初予算 歳出 内訳

4,846,387

③  
国民健康保険事業  
費納付金  
28.72%

⑥ 保険事業費  
0.92%



⑨  
諸支出金  
0.07%

⑩ 予備費  
0.02%

①  
総務費  
1.46%

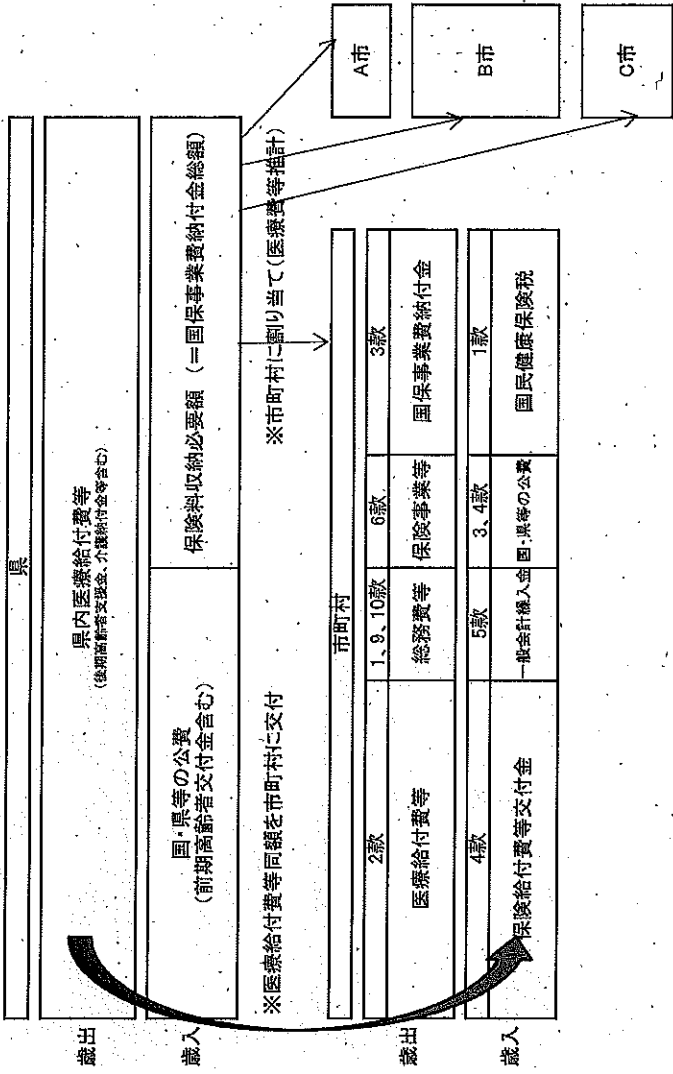
②  
保険給付費  
68.81%

# 制度改正に伴う財政構造の変化のイメージ図

H29以前

市町村国保			
歳出	2~7款 医療給付費等 (後期高齢者医療金、介護給付金等含む)	8款 保険事業	1, 9~12款 総務費等 (事務費等)
歳入	3~7款 国・県等の公費 (前期高齢者交付金含む)	2, 10款 8款 雑入等 (一般計繰入金等含む)	1款 国民健康保険税
		8款 事務費繰入金	

H30以降



資料

# 国民健康保険特別会計歳入・歳出項目概要

(平成 30 年度国保制度改革以降分)

那珂川町国保運営協議会

# 歳 入

## I. 国民健康保険税

1. 一般医療分  
一般被保険者から徴収された国民健康保険税
2. 一般後期高齢者支援分  
一般被保険者分から後期高齢者支援金として支出するために徴収される。
3. 一般介護分  
一般被保険者のうち 40～64 歳の人から徴収され、介護納付金として支出。
4. 退職医療分  
退職被保険者から徴収された国民健康保険税
5. 退職後期高齢者支援分  
退職被保険者分から後期高齢者支援金として支出するために徴収される。
6. 退職介護分  
退職被保険者のうち、40～64 歳の方から徴収され、介護納付金として支出。

### ◎退職者医療制度とは(60 歳～64 歳まで)

会社を定年等で退職した人は、一般的に国民健康保険に加入することが多く、医療費の必要となる時期に社会保険から国民健康保険に切り替わる為、若年者と比較して、医療費の負担が大きくなるといった制度上の問題がある。これを是正するために、国民健康保険には、退職者医療制度が導入されている。

この退職者医療制度の対象者の医療費に対する財源を被用者保険制度の各被保険者(協会健保、健保組合、船保、共済等)が負担する為、国保財源の軽減を図ることができる。

※ 平成 27 年 3 月末で廃止されたが、対象者が 65 歳になるまでの間は引き続き退職者医療制度の対象者となる。

#### 該当要件

##### <退職者被保険者の該当者>

- 国保に加入している方。
- 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が 20 年以上、もしくは 40 歳以降に 10 年以上となる方。

##### <退職者被扶養者になる人>

- 退職被保険者の直系尊属、配偶者(内縁も含む)と 3 親等以内の親族、また配偶者の父母と子
- 年間の収入が 130 万(60 歳以上の人や障害者は 180 万円)未満の方

## VI. 繰入金

町の一般会計から職員給与、事務費、助産費の一部又、財源不足を補う為に国保特別会計に繰り入れるもの。

### 1. 保険基盤安定繰入金

所得に応じた、保険税の軽減等により、不足する保険税を補填するもの。

国 50%、県 25%、町 25%が負担し繰り入れ。

- 保険税軽減分

保険税の 2 割、5 割、7 割軽減措置に対し補填するもの。

- 保険者支援分

中間所得層を中心に保険税負担を軽減するため、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合(7割軽減世帯 15%、5割軽減世帯 14%、2割軽減世帯 13%)を、補填するもの。

### 2. 職員給与等

特別会計で負担している職員の人件費を負担するもの。

### 3. 出産一時金

出産育児一時金にかかる費用の 2/3 を繰り入れるもの。

### 4. 財政安定化支援事業

国民健康保険財政の安定化、保険税負担の平準化等を図るため、保険者の責に帰さない事由(所得水準、病床数、平均年齢)に対して、市町村一般会計から国保特別会計へ繰入するもの。地方財政措置(普通交付税の算定)あり。

## V. その他の収入

保険税延滞金や第三者納付金、返納金など。

## 歳 出

### I. 総務費

一般事務費、給与など

### II. 保険給付費等

保険者が被保険者の医療費(疾病、負傷、出産、死亡)に対して負担するもの。

#### 1. 療養給付費

被保険者が医療機関で受診した場合や薬局で薬剤の支給を受けると、被保険者は医療費の負担をすることになる。

保険者である那珂川町が、その医療費の残額を支払うための費用。

#### 2. 療養費

治療用のためのコルセットなどの装具購入に要した費用について、負担する。

#### 3. 高額療養費

被保険者が同月内の医療費の自己負担額が一定の額を超えた場合に高額療養費として本人に返還する。

#### 4. 高額介護合算

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額をそれぞれ合算して一定額を超えた場合に本人に返還する。

#### 5. 審査支払手数料

医療機関が診療を行い、診療報酬明細書(レセプト)を作成する。その診療報酬明細書を国保連合会に集め、国保連合会で診療報酬明細書の審査を行う。

その手数料として保険者である那珂川町が国保連合会に支払うための費用。

#### 6. 出産育児一時金

出産育児一時金として40.4万又は42万円を支給するための費用。

#### 7. 葬祭費

葬祭費として3万円を支給するための費用。葬祭を行う者に支給。

### III. 国民健康保険事業費納付金

平成30年度からの国保制度改革に伴い、保険者が負担する医療費や後期高齢者支援制度に対する支援金などの原資として、県に対して納付するもの。

なお、毎年の納付金額は前年度の1月に、その納付金額を賄うために市町村が必要とする標準的な税率(標準保険税率)と併せて県が算定し、市町村に通知することとなっている。



高額療養費の自己負担限度額の改正について

◆70歳未満の人(月額) ※改正なし

所得要件	区分	3回目まで	4回目以降 ★
所得 ※ 901万円超	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
所得 ※ 600万円超 901万円以下	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
所得 ※ 210万円超 600万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
所得 ※ 210万円以下 (住民税非課税除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※ 「基礎控除後の総所得金額等」にあたります。

★ 過去12ヵ月間に同一世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

◆70歳以上75歳未満の人(月額：平成30年7月まで)

所得区分	外来(個人単位)④	外来+入院(世帯単位)⑤
現役並み所得者	57,600円	80,100円 ※医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算。 過去12ヵ月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円。
一般	14,000円 ※年間限度額144,000円	57,600円 ※過去12ヵ月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円。
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

○ 75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1となります。



◆70歳以上75歳未満の人(月額：平成30年8月以降)

所得区分	外来(個人単位)④	外来+入院(世帯単位)⑤
課税所得 890万円以上		252,600円 ※医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算。 ※過去12ヵ月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は140,100円。
課税所得 380万円以上 690万円未満		167,400円 ※医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算。 ※過去12ヵ月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は93,000円。
課税所得 145万円以上 380万円未満		80,100円 ※医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算。 ※過去12ヵ月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円。
一般	18,000円 ※年間限度額144,000円	57,600円 ※過去12ヵ月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円。
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

○ 75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1となります。

## 特定健診・特定保健指導について

平成30年7月19日

## 1. 平成29年度特定健診途中経過について

## ◆特定健診受診者数（年度途中加入者も含む、40～74歳）

平成28年度【B】 (法定報告)			平成29年度【A】 (平成30年6月27日時点)			比 較 (A-B)		
対象者	受診者数		対象者	受診者数		対象者	受診者数	
7,383	合計	2,332	7,202	合計	2,422	-181	合計	90
	特定健診 対象者数	2,230		特定健診 対象者数	2,245		特定健診 対象者数	15
受診率	30.2%		受診率	31.2%		受診率	1.0%	

## ◆特定保健指導進捗状況

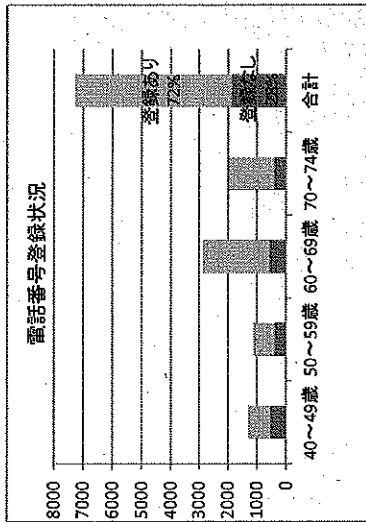
	対象者	初回 面接済	最終 評価者	途中 終了者	初回面接 実施率
積極的支援	74	58	19	7	78.4%
動機付支援	189	172	83	2	91.0%

※平成30年7月1日現在

# 平成29年度 電話受診勧奨 結果報告

## 1. 電話番号登録状況

年齢	登録なし (人)	登録あり (人)	合計 (人)
40~49歳	520	794	1,314
50~59歳	374	764	1,138
60~69歳	560	2,297	2,857
70~74歳	413	1,555	1,968
<b>合計</b>	<b>1,867</b>	<b>5,410</b>	<b>7,277</b>



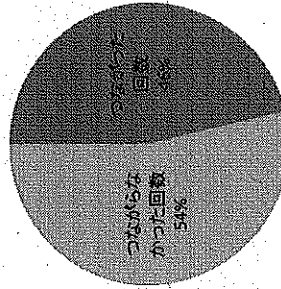
## 3. 電話がつながった対象者の回答数

内容	回数(回)		割合(前年比)
	予約	未定	
予約(継続もしくは隔年)	137	188	7.3% (-0.8)
予約(過去2年受診なし)	51		
かかりつけに相談・病院受診予定	505	1182	46% (+0.3)
検討します	677		
受けない	466		18.1% (-3)
家族に伝言	500		19.4% (-1.3)
情報提供	228		8.9% (+4.8)
郵政電話が不快	6		0.2% (-0.1)
<b>合計</b>	<b>2,570</b>	<b>2,570</b>	<b>46% (-3)</b>

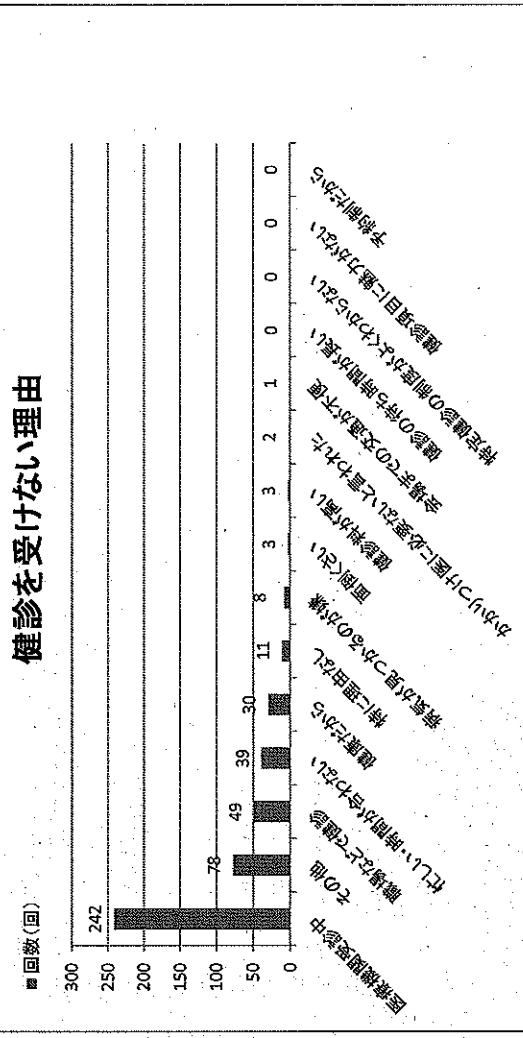
## 2. 電話番号登録ありの対象者(5,410人)について

	回数(回)
つながった	2,570
つながらなかった	2,985
<b>合計</b>	<b>5,555</b>

### 電話つながり状況



## 4. 電話勧奨時、「受けない」理由とその内訳



	項 目	内 容
電話勧奨	1. 40歳の者	・今年度より特定健診の対象という点と、健診料金が無料という点を重点的に啓発する。
	2. がん検診無料クーポン券対象者	・がん検診の無料クーポン券が届いているため、健診を受ける一つのきっかけとし、受診勧奨を行う。
	3. 60歳～65歳の者	・60歳からの年代は、社保からの切り替わり等で国保に加入する者が多い年代であるため、今後の健診は集団健診などで受けるという意識付けを行う。
	4. 過去2年間未受診者のうち、生活習慣病投薬レセプト無しの者	・健康状態が把握できていない者への受診勧奨を強化する。
	5. 昨年、同時期に特定健診を受けているが、今年度健診予約が無い人	・健診を年に1回は受けるという意識づけを行う。また、予約忘れを防ぐため、受診勧奨を行う。
	6. 健診当日にキャンセルして、その後振り替えの予約が無い人	・キャンセル後の予約がまだとれていない者に対して、再度健診受診を促す。
勧奨はがき送付	7. 過去2年健診未受診者で医療機関の受診もない者	・健診受診の義務感を促すため、イラスト無し of 文書的なハガキを送付する。
	8. 過去2年間のうち、どちらか1回を受診している者	・問診内容から対象を4パターンに分類し、特性に応じた内容を圧着ハガキで送付する。
	9. 医療機関で生活習慣病の通院歴のある者	・個別健診受診へのきっかけづくりとして、通院している医療機関名を記載したハガキを送付
	10. 過去2年間未受診で、電話勧奨を行っていない者	・最終の受診勧奨として集団健診締切日前に送付する。
その他	11. 集団健診予約の利便性の向上	・通話料無料の予約センター、24時間受付可能なウェブ予約の開始
	12. 年度途中加入者への受診券送付	・年度途中の国保加入者や、さかのぼりでの加入者へ受診券を送付する。
	13. 健診受診の利便性の向上	・ミリカローデンでの健診の実施、土日健診の実施、骨粗鬆症健診との同時実施、託児の実施
	14. 町全体への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各公民館、医療機関、調剤薬局、スーパーマーケット、かわせみバス、コンビニエンスストア、居酒屋、飲食店などにチラシの配布やポスター等啓発物の掲示、設置</li> <li>・標語を載せたポロシャツの着用、公用車への啓発ステッカーの貼付</li> <li>・啓発のぼり旗設置</li> <li>・役場庁舎に懸垂幕設置</li> </ul>
	15. 会議などでの啓発	・公連協、民生委員会等の会議で、短時間での啓発
	16. 回覧	・回覧板への掲示物
	17. 国保窓口での面談による啓発	・那珂川町国民健康保険への年度途中加入者や、遡及加入者への面談による啓発